

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和 3 年 9 月 1 日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が9月6日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 州市のうち、クディリ県等9州市の活動レベルがレベル4からレベル3に引き下げられ、パスルアン県等4州市がレベル3からレベル2に引き下げられました。スラバヤ市及び周辺州市は引き続きレベル3と区分されています。
- スーパーやショッピングモールの営業時間が午後9時までとされる等、ジャワ・バリでの活動制限レベル3の活動制限が一部緩和されました。

1. 8月30日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、9月6日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年38号)を発出しました。
2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 州市のうち、クディリ県等9州市の活動レベルがレベル4からレベル3に引き下げられ、計 23 州市がレベル3と区分されました。なお、スラバヤ市及びその周辺州市(グレシック県、シドアルジョ県、モジョケルト県・市、ラモンガン県、バンカラン県)は引き続きレベル3と区分されています。また、パスルアン県等4州市がレベル2に引き下げられ、計6州市がレベル2区分されました。クディリ市等9州市は、引き続きレベル4に区分されています。

※東ジャワ州内の州市の活動レベル:

<レベル4:9州市>

クディリ市、トレンガレック県、ブリタル市、ブリタル県、プロボリンゴ市、ポノロゴ県、マゲタン県、マディウン市、ルマジャン県

<レベル3:23 州市>

クディリ県、グレシック県、ジェンベル県、シドアルジョ県、シトウボンド県、ジョンバン県、スラバヤ市、トゥルンアグン県、パチタン県、バトゥ市、パニユワンギ県、バンカラン県、プロボリンゴ県、ボジョヌゴロ県、ボンドウオソ県、マディウン県、マラン県、マラン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン県、ンガウィ県、ンガンジュック県

<レベル2:6州市>

サンパン県、スムヌップ県、トゥバン県、パスルアン県、パスルアン市、パメカサン県

3. 今般の大臣指示では、各活動制限レベルの制限内容が一部緩和されました。ジャワ・バリでの活動制限レベル3の制限内容の変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、8月24日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100227044.pdf>)を参照してください。

(1) 日常生活必需品を販売するスーパー、伝統市場、雑貨屋、また、路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、小規模修理工場、車両洗浄サービス、その他小規模事業、およびショッピングモールの営業時間を午後9時までに変更。

(2) 生活必需品以外を販売する市場の営業時間を午後5時までに変更。

(3) 屋台、路上飲食店、飲食店の屋外スペースでの店内飲食について、営業時間を午後9時まで、収容率を50%までに変更。ショッピングモール内の飲食店での店内飲食の収容率を50%までに変更。

(4) ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、東ジャワ州スラバヤ市のみを対象に、以下の条件下で、試験的に、屋内独立型飲食店での店内飲食を許可。

ア 収容人数は25%まで、1テーブル2人まで、飲食時間30分以内。

イ 従業員及び訪問客に対して、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行う。

ウ この試験措置に参加する店舗は、商業省及び観光・クリエイティブ経済省が決定する。

エ 商業省及び観光・クリエイティブ経済省が定める保健プロトコルを順守する

(5) スポーツ施設内の飲食店での店内飲食について、収容率を25%まで、飲食時間を30分以内として許可。

(6) 建設活動について、公共インフラでない建設活動を30人までに制限して許可。

4. そのほか、ジャワ・バリでの活動制限レベル2から4のすべてに該当する変更は以下のとおりです。また、これ以外にも、レベル2及び3の地域でプロサッカーリーグの試合を行うことができるとの規定も定められました。

(1) 必須(esensial)分野に含まれる輸出指向産業について、従業員同士の食事の禁止、9月7日以降のアプリ「pedulilindungi」の使用を義務付け。

(2) 重要(kritikal)分野に含まれるエネルギー、生活必需品関係の物流・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、建設(公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)でのアプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングの開始日を9月7日に変更。

(3) 従来行われてきた、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象として、一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める試験的措置は、以下の条件の下

で、本格運用を開始。

ア 従業員100%の出勤による活動を許可。ただし2以上のシフトに分ける。

イ 産業活動運営移動許可(IOMKI)を保有し、工業省からの推薦を得る。

ウ 対象企業およびその従業員は、生産施設の出入りにあたり、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行う。

エ 従業員の50%以上が少なくとも1回のワクチン接種を終了している。

オ 工業省及び保健省が定める保健プロトコルに従う。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)